

大野市建築物耐震改修促進計画

平成20年6月

大 野 市

目 次

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定……………	1
（1）大野市において想定される大規模地震の規模及び被害の状況	
（2）耐震化の現状と目標設定	
（3）市が所有する建築物の耐震化の現状と目標設定	
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策……………	11
（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
（3）地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	
（4）地震時の総合的な安全対策	
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 ……	13
（1）ハザードマップの作成・公表	
（2）相談体制の整備・情報の充実	
（3）パンフレット等の作成とその活用	
（4）町内会等との連携	
第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項……………	14
（1）所管行政庁の連携した指導等の実施	
（2）計画の検証	
資料編……………	15

大野市建築物耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第7項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（1）大野市において想定される大規模地震の規模及び被害の状況

平成7年1月に日本で初めて近代的な大都市における直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生しました。これを受けて本市では、将来市域内で直下型地震に見舞われた時の災害危険性を把握し被害量の算定等を行うことにより、地震対策の強化、推進を図る基礎資料として平成9年3月に「地震詳細アセスメント報告書」を作成しています。

この報告書では大野市周辺の主要な活断層を抽出し検討を行い、大野市域内中央に位置する宝慶寺断層及び大野市域南部に位置する温見断層の2つを想定断層と設定し、シミュレーションを行っています。

また、「大野市地域防災計画」においても、大野地区については「地震詳細アセスメント報告書」に基づいて、和泉地区については内閣府が策定した地震被害想定支援マニュアルに基づいて地震災害の想定を行っています。「大野市地域防災計画」において想定している被害の状況は表1-1のとおりです。

表1-1 想定される被害の状況（「大野市地域防災計画」より）

地区名		大野地区		和泉地区	
被害想定方法		大野市地域防災計画見直し事業 防災アセスメント業務委託報告書 (大野市, 1997年3月)による		地震被害想定支援マニュアル (内閣府, 2001年10月)による	
想定断層		宝慶寺断層	温見断層	宝慶寺断層	温見断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.0	7.5	7.0	7.5
想定震度		4～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6弱
人的 被害	死者数	230人	180人	0人	0人
	負傷者数	430人	340人	28人	25人
	避難者数	5,600人	4,400人	34人	34人
建物 被害	全壊棟数	2,100棟	1,600棟	7棟	5棟
	半壊棟数	1,200棟	700棟	-	-

(2) 耐震化の現状と目標設定

住 宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震において、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生しました。そこで耐震性の向上を図るために、木造住宅の必要な壁量の見直し及び建物をバランスよく設計するための基準が作成される等の建築基準法における耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

阪神・淡路大震災において、この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は市の固定資産課税台帳から県が推計した戸数をもとに平成19年度末及び平成27年度の大野市における住宅戸数を推測したものです。昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱い、昭和55年以前の住宅は大規模地震に対して十分な耐震性を有しているかどうか確認されていない住宅としています。

平成19年度においては、大野市における住宅14,100戸のうち、耐震性を有する住宅は約9,100戸で耐震化率は64.5%と推計されます。

また、平成27年度において旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅14,300戸のうち耐震性を有する住宅は12,000戸で耐震化率は83.9%と推計しています。

表1-2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区 分	人が居住している住宅数	昭和55年以前の住宅数	昭和56年以降の住宅数	耐震性を有する住宅数 [+]	耐震化率 (%) [/]
		耐震性有	耐震性有		
平成19年度 (推計)	14,100	6,400	7,700	9,100	64.5%
		1,400	7,700		
平成27年度 (推計)	14,300	3,300	11,000	12,000	83.9%
		1,000	11,000		

：福井県耐震改修促進計画の推計値を住宅戸数で按分

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するためには、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国及び県の基本方針を踏まえ住宅の耐震化率を平成27年度に90%とすることを目標にします。

特定建築物

特定建築物とは法第6条に規定されている「地震発生時に被害を受け倒壊または使用ができない状態となると、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」です。

本計画では特定建築物について以下のように分類し整理します。

表1 - 3 特定建築物の分類

特定建築物	(a) 「多数の者が利用する特定建築物」法第6条第1号 一定規模以上の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、老人ホーム等
	(ア)災害時の拠点となる建築物 一定規模以上の、県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等
	(イ)不特定多数の者が利用する建築物 一定規模以上の百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等
	(ウ)特定多数の者が利用する建築物 一定規模以上の賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等
(b) 「危険物関係特定建築物」法第6条第2号 一定規模以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
(c) 「緊急輸送道路沿道特定建築物」法第6条第3号 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	

また、特定建築物の用途と規模要件を整理すると表 1 - 4 のようになります。

表 1 - 4 特定建築物の一覧

区 分	用 途	規 模 要 件	
多数の者が 利用する 特定建築物	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 5 0 0 m ² 以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1, 0 0 0 m ² 以上 屋内運動場の面積を含む	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1, 0 0 0 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第 2 号以外の学校		
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1, 0 0 0 m ² 以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設	階数 1 以上かつ 1, 0 0 0 m ² 以上		
体育館等（一般公共の用に供するもの）			
危険物関係 特定建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵、処理する全ての建築物	
緊急輸送 道路沿道 特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

(a) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

総棟数は99棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は52棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は47棟あり、そのうちの13棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推測できます。

以上のことから耐震性を有していると推測できる建築物は65棟で、平成19年度の耐震化率は65.7%と推計できます。

詳細は、表1-5のとおりです。

表1-5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（平成20年3月末現在）
（単位：棟）

分類	特定建築物総数	新耐震基準により建築された建築物	旧耐震基準により建築された建築物		耐震性を有する建築物 (+)	耐震化率 (推計) /
				旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物		
公共建築物	51	24	27	7	31	60.8%
民間建築物	48	28	20	6	34	70.8%
合計	99	52	47	13	65	65.7%

さらに、多数の者が利用する特定建築物についてはその建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」及び「特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類できます。分類別に耐震化率を推計すると表1-6のようになります。

表 1 - 6

多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状(平成20年3月末現在)
(単位:棟)

分類	特定建築物総数	新耐震基準により建築された建築物	旧耐震基準により建築された建築物		耐震性を有する建築物(+)	耐震化率(推計)/	
				旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物			
(ア) 災害の拠点となる建築物	公共建築物	46	20	26	7	27	58.7%
	民間建築物	17	10	7	1	11	64.7%
	合計	63	30	33	8	38	60.3%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	公共建築物	0	0	0	0	0	-
	民間建築物	9	3	6	2	5	55.6%
	合計	9	3	6	2	5	55.6%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	公共建築物	5	4	1	0	4	80%
	民間建築物	22	15	7	3	18	81.8%
	合計	27	19	8	3	22	81.5%

大規模地震が発生した際には人的及び経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、国の基本方針を踏まえ、耐震化率を平成27年度に90%以上とすることを目標にします。

また、その目標を達成するため、多数の者が利用する特定建築物の分類毎に公共建築物と民間建築物の目標も設定します。

災害時の情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時収容する病院や学校、災害弱者が利用する社会福祉施設などは「災害時の拠点となる建築物」となるため、その耐震化を図ることは最も重要となります。特に市有建築物は地震発生時に避難所として指定されていることも多いため優先的に耐震化を図ります。

なお、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標の詳細については表1-7のとおりです。

表 1 - 7 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の用途・分類		現状の耐震化率 (平成19年度)	耐震化率の目標 (平成27年度)
多数の者が利用する建築物		65.7%	90.9%
		公共建築物	98%
		民間建築物	81.8%
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	60.3%	96.8%
		公共建築物	100%
		民間建築物	88.2%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	55.6%	77.7%
		公共建築物	-
		民間建築物	77.7%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	81.5%	81.5%
		公共建築物	80%
		民間建築物	81.8%

(b) 危険物関係特定建築物の耐震化の現状

「危険物関係特定建築物」とは、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で以下の要件に該当する建築物です。大野市内にはこれに該当する建築物はありません。特定建築物に該当する危険物の数量等は表1 - 8のとおりです。

表1 - 8 危険物特定建築物に該当する危険物の数量及び要件一覧

1) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業用雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量欄に定める数量の10倍の数量
危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
マッチ	300マッチトン()
燃性のガス(及びを除く)	2万m ³
圧縮ガス	20万m ³
液化ガス	2,000 t
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体ものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

() マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120g

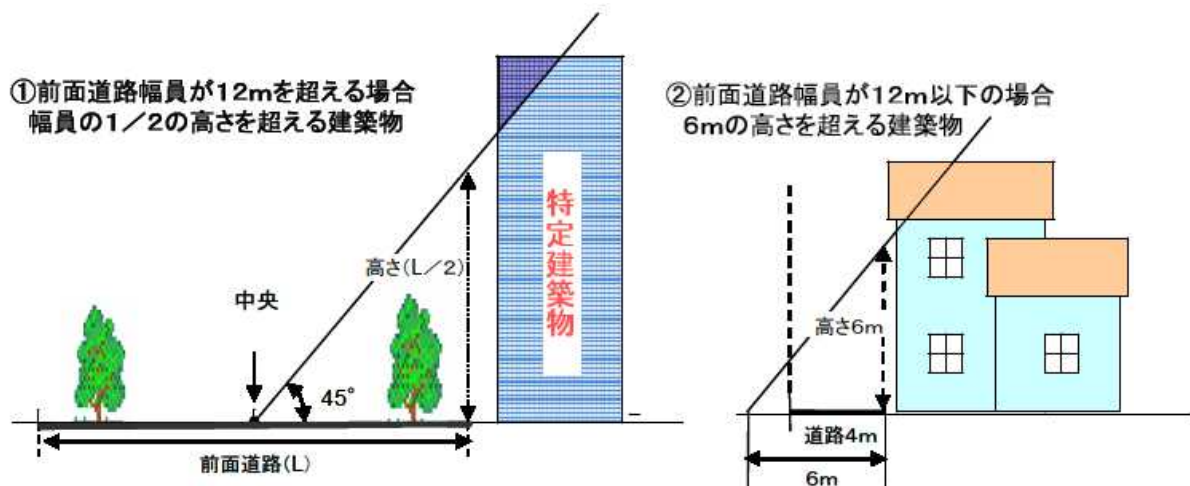
2) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500m²以上でかつ上記の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

「緊急輸送道路沿道特定建築物」とは、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物です。高さの条件は下図に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の1/2を超えて道路を閉塞する建築物であり、道路幅員により基準が変わります。

地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



「都道府県耐震改修促進計画に記載された道路」とは県及び市町の地域防災計画に定める緊急輸送道路です。「福井県地域防災計画」においては平成8年8月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が緊急輸送道路として選定されています。

大野市において、人口集中地区内における緊急輸送道路沿道に敷地が接している「倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物」は33棟ありました。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、人口集中地区を含むすべての緊急輸送道路沿道で「倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。地震発生時に緊急車両及び支援物資輸送車両の通行を確保するため「緊急輸送道路沿道特定建築物」の耐震化については積極的に取り組んでいきます。

(3) 市が所有する建築物の耐震化の現状と目標設定

耐震化の現状

耐震改修促進法では人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、市有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

特定建築物を含めた市有建築物は総数で450棟あり、そのうち耐震性を有していると推測できる建築物は374棟で、平成19年度の耐震化率は83.1%です。

耐震化の目標設定

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の災害時の拠点となる建築物の耐震化の促進は最も重要となり、規模に関わらず平成27年度の耐震化率は100%を目標にします。また、博物館や美術館のように不特定多数の者が利用する建築物および市営住宅のように多数の者が利用する建築物については平成27年度の耐震化率90%以上を目標にします。詳細は表1-7のとおりです。

なお、行政改革による建築物の統廃合や少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表1-9 市有建築物の耐震化の現状と目標(平成19年度末現在)(単位:棟)

分類	用途	種別	建築物 総数	新耐震基 準により 建築され た建築物	旧耐震基準により建 築された建築物		耐震性を有 する建築物 (+)	耐震化率 (推計) /	耐震化率の目 標 (平成27年 度)
						旧耐震基 準の うち耐 震性 を有 する と推 計さ れる 建 築 物			
(ア) 災害時の 拠点とな る建築物	庁舎、病院、 診療所、小・ 中学校、福祉 施設等	特定 建築物	46	20	26	7	27	58.7%	100%
		特定建 築物外	130	92	38	13	105	80.8%	100%
		合計	176	112	64	20	132	75%	100%
(イ) 不特定多 数の者が 利用する 建築物	美術館、博物 館、ホテル・ 旅館等	特定 建築物	0	0	0	0	0	-	-
		特定建 築物外	136	114	22	8	122	89.7%	92.7%
		合計	138	114	22	8	122	89.7%	92.7%
(ウ) 特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅(共 同住宅に限 る) 寄宿舍 等	特定 建築物	5	4	1	0	4	80%	80%
		特定建 築物外	80	51	29	19	70	87.5%	92.5%
		合計	85	55	30	19	74	87%	91.8%
その他の主要施設 (特定建築物外)			53	41	12	5	46	86.8%	94.3%
合 計	特定 建築物		51	24	27	7	31	60.8%	98%
	特定建 築物外		399	298	101	45	343	86%	95.2%
	合計		450	322	128	52	374	83.1%	95.5%

第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、第一に建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市はこうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を県と連携して整備することを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅及び特定建築物の耐震化の促進を図ります。また、国・県と連携して建築物の耐震診断及び耐震改修を行おうとする市民を支援する制度の創設に努めます。

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、耐震診断や耐震改修に係る各種相談に応じます。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められている道路を緊急輸送道路と位置づけ、その沿道の建築物の耐震化を推進します。

また、市の各種防災計画に対応した緊急輸送道路ネットワークが形成された場合、その沿道の建築物についても耐震化を推進していきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラス及び外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。

このため、市では県と連携し建築物の窓ガラス及び外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による人的被害発生のおそれのある建築物等の把握に努め、建物所有者等に地震発生時の危険性を周知することにより地震時における建築物の安全性の確保に努めます。

さらに、建築物の構造や建築設備について定期的な報告義務がある病院、集会場、ホテル・旅館等の多数の者が利用する建築物については、報告時に同様な二次的被害を防止する対策についての普及啓発が行えるように県と調整をしていきます。

地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物はその後の余震等により倒壊並びに瓦や外壁等建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾き及び瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが地震発生直後の応急対策として大変重要です。

市は判定実施本部等を設置し、福井県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の受入れに必要な体制を整備します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し耐震改修の意識啓発を図るため、平成21年度を目安に、大野市における地震防災マップを作成し公表することにより市民の地震に対する防災意識の醸成を図ります。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応します。

また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等
建築関係団体	(社)福井県建築設計事務所協会 福井県木造住宅耐震促進協議会 (財)福井県建築住宅センター	(情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介
大野市	都市計画課公園住宅係	木造住宅耐震診断促進事業の制度説明及び申込み

(3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断等及び耐震改修の促進を図るため、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、市独自の事業については新たにパンフレットを作成し市民への耐震促進事業の周知を図ります。また、市の広報誌やホームページを通じての情報発信にも積極的に勤めます。

(4) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、市は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

第4章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会との連携

社団法人福井県建築設計事務所協会、社団法人福井県建築組合連合会、財団法人福井県建築住宅センター及び社団法人福井県建築士会の4団体により福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。

協議会は県知事の認定を受けた診断士の派遣と耐震診断の公正な判定を行っており、市は、耐震診断の希望者が安心して円滑に耐震診断を受けてもらえるように、今後も協議会と連携し木造住宅の耐震診断の促進を図ります。

(2) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが想定されます。また、市が所有する建築物については今後の行政改革による建築物の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。

このため、本計画は原則として5年後に検証し、必要に応じ見直しを行います。また、本計画中、大野市地域防災計画等の他の計画の見直しに伴い必要となった箇所については、その都度計画の見直しを行います。

資料編

< 関係法律等 >

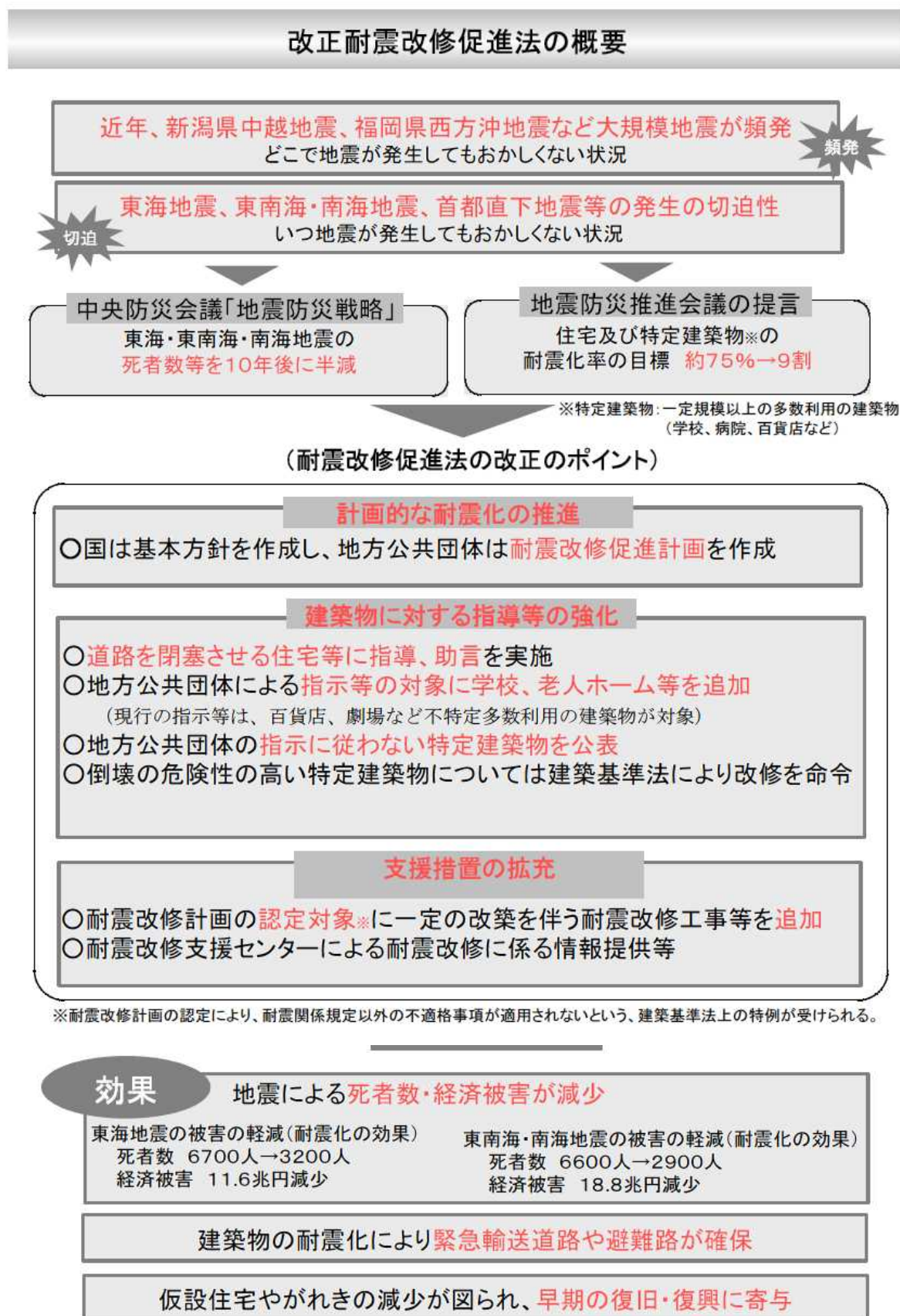
- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要 1 6
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための
基本的な方針の概要 …… 1 7
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 1 8
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 2 1
- (5) 建築基準法 2 4
- (6) 建築基準法施行令 2 4

< 参考資料 >

- (7) 国の耐震化率の算出方法 2 5

< 関係法律等 >

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要



(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

国土交通大臣による基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成17年法律第120号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成18年政令第8号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下「小学校等」という。)老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。） ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号 の施設である建築物とする。

(5) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(6) 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

< 参考資料 >

(7) 国の耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法として、以下の2つが示されています。

耐震化率の算出方法

これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記のようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計する方法です。

< 住宅 >

- ・戸建て住宅 … 12%
- ・共同住宅 … 76%

< 特定建築物 >

- ・学校 … 29.8%
- ・病院・診療所 … 42.1%
- ・社会福祉施設 … 44.6%
- ・ホテル・旅館等 … 35.8%
- ・店舗・百貨店 … 47.8%
- ・賃貸共同住宅 … 76.0%
- ・その他 … 49.6%